

UNION PRESS

2011年5月 No. 5

節電とバリアフリー

余震が続き計画停電が実施された時から、埼玉大学では学内のエレベータを「余震と節電」を理由に止めました。しかし、計画停電が終っても、エレベータは止められたままです。これは何故なのでしょう。

上井学長が、前期授業終了時期を早めた理由説明に教育学部教授会へ現れたとき、ある教員から、バリアフリーの観点からエレベータの停止を見直してほしい旨の発言がありました。それに対して上井学長は「重い荷物を運ぶ時には、事務へ言えば動かします」「学内すべて停止ですが、総合研究棟は階数が高いので、ここだけは動かしています」と答えました。これは、社会的、公共的な責任をもつ組織の長のバリアフリーに対する認識としては、スキャンダラスともいえる言明です。

確かに、重い荷物を運ぶ人はバリア（障害）を抱えた人と扱われます。しかしバリアを抱えた人は、重い荷物を運ぶ人ばかりではなく、高齢者、障害者、病者、妊産婦、乳児を連れた人、皆そうです。むしろ荷物運びは一時的なことで、一時的バリアを抱えた人でしかありません。しかし、その他のバリアを抱えた人は、バリアを抱え続けて日々の生活を送っているのです。こちらの方が、よりバリアフリーを必要とする人であることは、子どもにでもすぐにわかることです。その人々にとって、バリアフリーの一つの手段であるエレ

ベータがどんなに大切か、上井学長は考えもしないようです。あるいは、大学の中にバリアを抱えた人がいるはずはない、と思っているのでしょうか（大学にも障害者の雇用が義務付けられていることは、ご存じないでしょうか?）。

高層階なら健常者でも徒歩での昇降は辛いでしょう。しかし、障害者にはたった1段でも、それがバリアなのです。ここでも学長の視野にはバリアフリーを必要とする障害者などは入っていないようです。

必要な時に動かす、ここにも実態とのずれがあります。荷物を運ぶだけなら、そのときにエレベータを動かせば、ことはすみます。しかし、バリアを抱えた人は、エレベータなしでは日常の活動ができません。授業に行くにも、事務室に書類を出しに行くにも、印刷室に行くにも、図書館へ出向くにも、生協へ行くのにも、エレベータが必要なのです。必要な時にいちいち守衛さんと呼んでもらって、エレベータを動かしてもらおう、というのは、日常の活動を考えてみれば、全く非現実的な思いつきでしかありません。

そして、どこへ出かけるにも、守衛さんが来てくれるのを待たねば日常生活を送れないということは、実にストレスフルなことです。現実には、なるべく動かずにすみますか（ひきこもり!）、バリアを抱えつつ、痛みや辛さを我慢して、階段を使うことになってしまいます。このことは筆者自身が、実際に余儀なくさせら

れたことです。その結果、階段の昇降で脚関節の痛みがひどくなり、帰りの運転でアクセルやブレーキを踏むことに怖い思いをし、毎晩痛みで眠れぬ時を過ごし、寝不足にもなり、またこれで確実に障害が重なることを覚悟する、情けない毎日を送ることとなりました。

“高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律”、いわゆる新バリアフリー法という法律があります。公共交通機関や建築物の構造や設備をバリアフリー化するための法律です。大学は、社会的に公共性の高い組織です。学内者だけでなく、学外から訪れる人にとってもバリアフリーであることが強く求められます。本来なら大学には社会をリードしていく役割もあり、それにはバリアフリー化も当然含まれる筈です。

エレベータを停止しながら、一方では、学部棟内の自販機は動き続けています。節電はどこへ行ったのでしょうか？ 自販機からの利益は大事だが、バリアを抱えた人へのケアは「どうでもよい」のでしょうか。

節電にも、優先順位があるはずです。エレベータの停止は、バリアフリーを犠牲にするものです。バリアフリーを犠牲にしなくては、節電が成り立たないのか、きちんと計算したのでしょうか。節電のためなら、少数の弱者は我慢せよ、障害者の障害が重くなっても構わない、と言うのでしょうか。バリアを抱えた人間にも正常な日常を送る権利があり、それを手助けする責務は社会にあります。そしてそれを周知するために新バリアフリー法があります。しかし、埼玉大学はそれを無視するのでしょうか。

埼玉大学でのやり方は、バリアフリーの意義など考えもせず、節電のためと称し、目につきやすいエレ

ベータをデモンストレーションとして止めた、としか思えません。

実質を検討することなしに学内施策が行われているのではないかと危惧を覚えます。大学の公共的性格も考えずに、施策が行われていることに情けなさを覚えます。バリアを抱えた弱者へ眼も向けずに施策が行われていることに恐ろしさを覚えます。大学は社会をリードする役割を持っています。大学らしい、大学としての正義をもった施策を行なうよう、切に願います。尚、教育学部では好意で現在は動かしてくれています。

(川嶋かほる [教育学部教員])

現在埼玉大学では、エレベータを動かすかどうかは部局に判断が委ねられており、日常的に稼働している部局がある一方、「必要なときには動かす」ことにして、通常は停めているところもあるようです。ただ、「必要があった時には動かす」ことがきちんと明示・掲示されていなければ、利用を希望する人がいても申し出ることなく諦めてしまう（諦めてしまっている）かもしれません。また、日常的に稼働している部局についても、相当数のエレベータの管理がごく少数の職員に任されているため、今後余震等で突然停電があった際の安全確認・点検業務に支障が生じるのではないかと、といった懸念が組合に寄せられています。

(組合執行委員会)

発行元：埼玉大学教職員組合

Tel&Fax 048-853-5609 (内 3160)

E-mail:saikyoso@mail.saitama-u.ac.jp URL: http://19.pro.tok2.com/~saidaikumiai/

組合事務室は生協第二食堂内 月～金 (ただし水曜日は除く)、午後 12 時～5 時開室